

## **[事案 30-126] 遡及解約等請求**

・令和元年6月13日 裁定不調

### **<事案の概要>**

募集人が解約手続き等を怠ったとして、遡及解約等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成22年2月に契約した利率変動型積立保険等について、平成29年および平成30年に一部解約または減額の手続きを行ったが、以下等の理由により、遡及して契約を解約または減額し、保険料の一部の損害賠償を求める。

- (1) 実際の手続きの数か月前に、募集人に対し一部解約または減額的意思表示をしていたが、募集人が各手続きを怠った。
- (2) 募集人から減額手続きが可能である旨の説明がなかったため、減額手続きを行うことができなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、当社や募集人に対して、解約および減額手続き以前に、その意向を明確にしたことはない。
- (2) 解約および減額請求の効力発生には、解約・減額手続きの書面が当社に到着することが必要である。
- (3) 募集人は、定期訪問時に申立人から、「将来、収入が減った場合にはどうすればよいか」と問い合わせを受けたため、解約や減額、保険金額の減少などにより保険料を下げるができる旨の説明をしている。その際も、申立人は解約または減額をしたいとの意向を示していない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が、各手続き以前に解約および減額的意思表示をしていたとは認められず、募集人に説明義務違反があったとは認められないが、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 諸事情を踏まえれば、申立人は、各手続き以前に募集人に対して、確定的な意思表示はしていないものの、解約の意向は伝えていたものと推測される。
- (2) 募集人は、申立人の解約の意向について、速やかにこれに応じて解約請求書を交付する等の対応を行うべきであり、あるいはその意思確認を十分に行わなかったことが紛争の原因となった可能性が否定できない。